

「プレスリリース」による不正競争防止法違反事件：大阪地裁平成 26(ワ)3119・平成 27 年 2 月 19 日（26 民部）判決〈請求認容〉⇒特許ニュース No. 13928

【キーワード】

プレスリリースにおける虚偽事実の告知・流布（不競法 2 条 1 項 14 号）、プレスリリースにおける注意義務、被告による先行訴訟提起と不法行為の有無、信用毀損による無形損害

【主 文】

- 1 被告は、原告に対し、110 万円及びこれに対する平成 26 年 4 月 13 日から支払済みまで年 5%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 5 分し、その 4 を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告（株式会社立花エレテック）は、各種電気機械器具及び部品の製造並びに販売、半導体素材、半導体素子、集積回路等の販売を業とする株式会社である。

被告（日亜化学工業株式会社）は、半導体、関連材料、部品及び応用製品の製造、販売並びに研究開発等を業とする株式会社である。

(2) 被告の有する特許権（甲 1, 2, 乙 1, 弁論の全趣旨）

ア 被告は、以下の特許（以下「本件特許」といい、本件特許に係る発明を「本件特許発明」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有する。

発明の名称	発光ダイオード
登録番号	特許第 4 5 3 0 0 9 4 号
出願日	平成 2 1 年 3 月 1 8 日
登録日	平成 2 2 年 6 月 1 8 日

イ 被告は、平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日、特許庁に対して訂正審判（訂正 2 0 1 2 - 3 9 0 1 6 8 事件）を請求し、特許庁は、平成 2 5 年 2 月 2 8 日、訂正を認める旨の審決をした。

ウ 本件特許発明の特許請求の範囲の請求項 1 の記載は、上記イの訂正前、次の（ア）のとおりであったが、訂正により次の（イ）のとおりとなった（下線は、訂正によって付加された部分である。）。

(ア) 窒化ガリウム系化合物半導体を有するLEDチップと、該LEDチップを直接覆うコーティング樹脂であって、該LEDチップからの第1の光の少なくとも一部を吸収し波長変換して前記第1の光とは波長の異なる第2の光を発光するフォトルミネセンス蛍光体が含有されたコーティング樹脂を有し、前記フォトルミネセンス蛍光体に吸収されずに通過した前記第1の光の発光スペクトルと前記第2の光の発光スペクトルとが重なり合って白色系の光を発光する発光ダイオードであって、前記コーティング樹脂中のフォトルミネセンス蛍光体の濃度が、前記コーティング樹脂の表面側から前記LEDチップに向かって高くなっていることを特徴とする発光ダイオード。

(イ) 窒化ガリウム系化合物半導体を有するLEDチップと、該LEDチップを直接覆うコーティング樹脂であって、該LEDチップからの第1の光の少なくとも一部を吸収し波長変換して前記第1の光とは波長の異なる第2の光を発光するフォトルミネセンス蛍光体が含有されたコーティング樹脂を有し、前記フォトルミネセンス蛍光体に吸収されずに通過した前記第1の光の発光スペクトルと前記第2の光の発光スペクトルとが重なり合って白色系の光を発光する発光ダイオードであって、前記コーティング樹脂中のフォトルミネセンス蛍光体の濃度が、前記コーティング樹脂の表面側から前記LEDチップに向かって高くなっており、かつ、前記フォトルミネセンス蛍光体は互いに組成の異なる2種以上であることを特徴とする発光ダイオード。

(3) エバーライト社による白色LED製品の製造（甲1，2，6，7，乙1，14，弁論の全趣旨）

台湾の会社である億光電子工業股份有限公司（Everlight Electronics Co., Ltd. 以下「エバーライト社」という。）は、別紙物件目録記載1及び2の製品（以下「本件製品」という。）を製造している。

エバーライト社は、自社のウェブサイト（<http://www.everlight.com/>）において、上記本件製品を含む自社製品を紹介している。

なお、原告は、自社のウェブサイト（<http://www.tachibana.co.jp>）において、取扱メーカーのひとつとして、エバーライト社を紹介し、同社のウェブサイトへのリンクを貼っている。

(4) 先行訴訟の提起等及びプレスリリースの掲載（甲1～3，乙1，17，弁論の全趣旨）

被告は、平成23年10月4日、原告による本件製品の輸入、譲渡及び譲渡の申出があり、これが本件特許権の侵害に当たるとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を求める2件の訴訟（東京地方裁判所平成23年(ワ)第32488号、第32489号。この2件の訴訟は後に併合されており、以下「先行訴訟」という。）を提起するとともに、被告のウェブサイト上のプレスリリースと題するページの同月5日付けの欄に別紙プレスリリース目録記載のとおり、先行訴訟に関する文章（以下「本件プレスリリース」という。）を掲載した。

先行訴訟については、平成25年1月31日、原告による本件製品の輸入、

譲渡及び譲渡の申出の事実があったと認めるに足りる証拠はないとして、請求を棄却する旨の判決がされた。被告は、同判決を不服として控訴したが（知的財産高等裁判所平成25年(ネ)第10014号）、知的財産高等裁判所は、同年7月11日、被告の控訴を棄却する旨の判決をした。被告は、同判決を不服とし、同月24日、上告受理申立てをした。

本件プレスリリースは、平成25年8月5日頃、掲載が取り止められた。

2 原告の請求

原告は、被告による本件プレスリリースの掲載が不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に該当し、先行訴訟の提起等が不法行為を構成するとして、同法4条及び民法709条に基づき、損害の合計額である500万円及びこれに対する平成26年4月13日（不正競争行為及び不法行為の後日である訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めている。

3 争点

- (1) 被告による本件プレスリリースの掲載が、不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に該当するか（争点1）
- (2) 被告による先行訴訟の提起等が、不法行為を構成するか（争点2）
- (3) 原告の被った損害額（争点3）

【判 断】

1 争点1（被告による本件プレスリリースの掲載が、不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に該当するか）について

(1) 本件プレスリリースの記載内容

本件プレスリリースには、「台湾Everlight社製白色LEDに対する新たな特許侵害訴訟について」との見出しの下、第1段落において、被告が、原告を相手方として、エバーライト社が製造する本件製品を、原告が輸入、販売等したとして、本件特許権に基づいて侵害の差止め及び損害賠償を求める2件の訴訟（先行訴訟）を提起したことが記載されている。

被告が原告を相手方として先行訴訟を提起したこと自体は客観的な事実であり、エバーライト社が製造した本件製品を原告が輸入、販売等する旨の記載は、先行訴訟における被告の主張内容をそのまま説明するにとどまる。本件プレスリリースの読み手が、見出し及び第1段落のみに接した場合、原告が本件製品を輸入、販売等したことを理由に本件特許権を侵害するとして被告が先行訴訟を提起した旨を公表するものであると理解するとしても、本件プレスリリースに記載された内容に虚偽の事実があると認めることはできない。

他方で、本件プレスリリースの第2段落において、中韓台LEDチップ及びパッケージメーカーによる、特許権を無視した日本市場での行動は目に余るものがあり、日本市場での被告の特許権への侵害行為に対する対抗措置の一環として、平成23年8月にエバーライト社製白色LEDを取り扱っていた別会社

に対する訴訟を提起した旨とともに、上記別会社が上記白色LEDが被告特許の権利範囲であることを認めて販売等を中止した旨が記載されており、第1段落においてエバーライト社が台湾最大のLEDアッセンブリメーカーであると紹介されていることを併せ考えると、上記別会社が、中韓台LEDチップ及びパッケージメーカーが被告の特許権を侵害していることに関わりを有していたと読み取れる。その上で、先行訴訟が上記別会社に対する訴訟に続くものであり、原告に対しても販売等の中止等を求める旨が記載されている。

このように、見出しの下、第1段落と第2段落を併せ読むと、これらの記載は、原告を上記別会社と同列に扱った記載となっており、先行訴訟が上記の對抗措置の一環に含まれるものであり、原告が、エバーライト社製の本件製品を輸入、販売等することにより本件特許権を侵害しており、少なくともその点において、中韓台LEDチップ及びパッケージメーカーによる特許権を無視した侵害行為に関わりを有しているということを意味していると認められる。特に、第2段落では、上記別会社が、被告の提訴直後、被告の特許権侵害を認めて販売等を中止したと記載されているため、読む者をして、原告も上記別会社と同様の侵害行為を行っているものと強く思わせる記載内容となっている。

このような記載は、被告が、原告を相手に訴訟（先行訴訟）を提起したのに伴って、訴訟提起の事実を公表し、先行訴訟における自らの主張内容や見解を単に説明するという限度を超えており、原告の営業上の信用を害するものである。

(2) 本件プレスリリースに記載された事実が虚偽であるか

そこで、本件プレスリリースに記載された、原告が本件製品を輸入、販売等することにより本件特許権を侵害しているとの事実が虚偽であるかを検討する（先行訴訟では、原告が本件製品の輸入、譲渡又は譲渡の申出をしているか否かが争われたが、上告受理申立てがされて係争中であり、判決は確定していない。）。

ア 認定事実

証拠（甲6～9、26、乙2の1～3、乙6、7、乙8の1～7、乙9、14、18）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告の事業内容

原告は、FAシステム事業、半導体デバイス事業、情報通信事業、施設事業、ソリューション事業及び海外事業を展開する技術商社であり、半導体製品については、複数の仕入先メーカーからこれを仕入れて顧客に販売するとともに、独自の製品開発も行っている。

エバーライト社は原告が取り扱う半導体製品のメーカーのひとつであるが、原告は、エバーライト社の取扱代理店ではなく、同社との間に直接の取引関係があるわけではない。原告は、エバーライト社の製品を、E&E社から仕入れて顧客に販売しているが、同社は、台湾上場企業のエバーライト社及びエピスター社より出資を受けて設立され、日系メーカー向けサポート窓

口の役割を果たしており、ウェブサイトやパンフレットにおいて、主要取引先のひとつとして原告を挙げている。

(イ) 原告のウェブサイトにおける記載

a 平成23年頃、原告のウェブサイトのトップページ

(<http://www.tachibana.co.jp>)にある、「製品情報」のボタンをクリックすると、製品情報のページ(<http://www.tachibana.co.jp/products>)に移動し、このページには、「取り扱い製品」として、「F A (Factory Automation)」、「情報通信」、「施設」、「海外」といった項目とともに「半導体デバイス」の項目があり、その項目の下には「取り扱いメーカー」との記載がある。

b この「半導体デバイス」の部分をクリックすると、半導体デバイスのページ(<http://www.tachibana.co.jp/products/devices>)に移動し、このページには、「規格品からユーザー仕様まで、ニーズに合わせた半導体やデバイス製品を豊富な製品ラインアップから提供いたします。またASIC開発などで培った技術力で、オリジナルICなどの半導体製品を開発しています。」との記載があり、「取り扱いメーカー」として「半導体」にはエバーライト社を含む15社の社名が記載され、「デバイス」には14社の社名が記載されている。

c 上記「半導体」に記載された15社の社名のうち「エバーライト・エレクトロニクス社」の部分をクリックすると、「半導体製品一覧」との表題のあるページ

(<http://www.tachibana.co.jp/products/devices/makers/index.html#everlight>)に移動し、このページには、上記15社のロゴ、社名、ウェブサイトへのリンク及び紹介文が掲載され、このうちエバーライト社については、同社のウェブサイトのトップページ(<http://www.everlight.com/>)へのリンクとともに紹介文として、「照明・車載、LEDバックライト、電飾看板等、省エネ・ECOに貢献して今後も伸び続けるLED市場。エバーライト・エレクトロニクスは、世界でもトップクラスの生産能力と豊富なLED製品群で、発展する市場の様々なニーズにお応えします。」と記載されている。

d 原告のウェブサイトのトップページ(<http://www.tachibana.co.jp>)にある、「お問い合わせ」のボタンをクリックすると、お問い合わせのページ

(<http://www.tachibana.co.jp/contact>)に移動し、このページには、原告が展開する事業ごとに電話、ファックス及び電子メールによる問い合わせ先が記載され、同ページ内の「メールでのお問い合わせ」の部分をクリックすると、「法人のお客様 メールでのお問い合わせ」の電子メールフォームのページ([http://www.tachibana.co.jp/contact/mail/corp.php?](http://www.tachibana.co.jp/contact/mail/corp.php?contact_kind=6)

[contact_kind=6](http://www.tachibana.co.jp/contact/mail/corp.php?contact_kind=6))に移動し、顧客は、この電子メールフォームに、氏名、返信先メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名等を入力した

上で、「お問い合わせ内容」欄にお問い合わせ内容を記入することができるようになっている。

e 過去には、原告のウェブサイト内に、上記各ページとほぼ同じ内容のページのほか、エバーライト社についてのページ

(<http://www.tachibana.co.jp/products/devices/everlight/> なお、平成19年7月の時点においては、URLが異なっていた。)が存在し、このページには、同社のロゴ、社名及びウェブサイトのトップページ

(<http://www.everlight.com/>)へのリンクと共に「台湾ナンバーワンのLEDパッケージメーカー」と記載され、これに続き、製品案内として、「アプリケーション」に「屋内外サインボード」、「各種信号灯」、「車載関連(インテリア・エクステリア)」、「携帯端末バックライト」、「DVD/STB/TV」との記載、「製品」に「砲弾型LED全般」、「面実装タイプLED全般」、「IrDA」、「フォトカプラ」、「フォトリンク」との記載があり、さらに、「お問い合わせ」として「このメーカーに関するお問い合わせはこちらより承っております。」との記載があった(なお、平成19年7月及び平成20年2月の時点においても、具体的な記載は異なるものの、同趣旨の記載があった。)

(ウ) エバーライト社のウェブサイトにおける記載

エバーライト社のウェブサイトのトップページ

(<http://www.everlight.com/>)には、「Products」というボタンがあり、これをクリックすると「Products」のページに移動し、ここには、「Visible LED Components」、「Lighting Solutions」、「Infrared LED,Sensors,Couplers」、「LED Digital Displays」との項目がある。

この中の「Visible LED Components」をクリックすると、「Visible LED Components」のページに移動し、ここには、「Low-Mid Power LED」、「High Power LED」、「LED Lamps」、「Super Flux LEDs」、「SMD LEDs」、「Flash LEDs」との項目がある。

次に、この中の「Low-Mid Power LED」をクリックすると「Low-Mid Power LED」のページに移動し、ここには、「5050 (0.2w)」のほか、4種類のパッケージについての項目がある。

さらに、この中の「5050 (0.2w)」をクリックすると、「5050 (0.2w)」のページに移動し、ここには、「Product」として、本件製品のうち、別紙物件目録記載2の製品に該当する製品番号を含む9つの製品が記載され、「Datasheet」の欄の下にあるPDFファイルのアイコンをクリックすると、その製品に対応するデータシートがPDF形式で表示される。

イ 上記の認定事実に基づく判断

上記の認定事実によると、次のとおり、原告が本件製品を輸入、販売していたとはいえず、また、本件製品の譲渡の申出をしていたともいえない。

(ア) 原告のウェブサイトの記載から推認できること

原告のウェブサイトには、エバーライト社のウェブサイトのトップページへのリンクが貼られているとともに、同社がLED製品を一般的に取り扱っている旨の記載があり、原告への問い合わせのページも用意されているが、原告は、商社として15社を数える半導体製品の仕入先メーカーのひとつとしてエバーライト社を紹介しているにすぎず、原告のウェブサイトでは、本件製品を含め、エバーライト社製の特定の製品が具体的には記載されていない。また、同社のトップページへ移動しても、具体的なLED製品の記載はなく、さらに複数回のリンクをたどらなければ、具体的な製品が掲載されたページは表示されない。過去には、原告のウェブサイト内にエバーライト社についてのページがあり、このページにおいて製品案内の記載があったものの、具体的にどのLED製品を取り扱っているかについての記載がないことになりはならず、個別具体的なLED製品を知るには、同社のウェブサイトによらなければならなかった。

そうすると、原告を通じてエバーライト社のLED製品を購入しようとする顧客は、原告に直接、エバーライト社のLED製品のうちのどの製品を取り扱っているか問い合わせるか、同社のウェブサイト内で個別具体的なLED製品を探し当てた上で原告に問い合わせる必要がある。被告が主張するように、原告のウェブサイト上の説明文でLED製品に言及しているのがエバーライト社を含めて2社しかなく、LED製品を購入しようとする顧客にとって同社が最有力候補であったとしても、顧客が上記の問い合わせをしなければ原告の取扱製品を特定できないことになりはしない。そして、このことは、エバーライト社製品の多くが白色LEDであったとしても同じである。

このようなウェブサイトの内容、状況からすれば、原告が取り扱うLED製品を具体的に特定することはできない。加えて、E&E社が紹介するように、原告がエバーライト社の出資を受けて設立されたE&E社の主要取引先のひとつであったとしても、原告にとって、エバーライト社は、半導体製品の仕入先メーカーのひとつであり、原告はエバーライト社の製品の取扱代理店ではないことを考慮すれば、ウェブサイトの記載を根拠に、原告が具体的な製品として特定された本件製品を輸入、販売していた事実を認めることはできない。

また、被告は、原告が本件製品の譲渡の申出をしていたとも主張するが、その根拠は、原告のウェブサイトの記載であるところ、これは、原告が本件製品を輸入、販売したとする根拠と同じである。したがって、上述したのと同様の理由により、原告が本件製品の譲渡の申出をしていた事実を認めることはできない。確かに、原告のウェブサイトに取り扱製品の情報として記載された照明用LED製品及びバックライトLED製品等が白色LED製品を意味することを示す証拠(乙4, 23, 24)もあるものの、製品情報に記載されたLED製品の全てが白色LED製品を意味するとは限らない。また、被告が主張するように、仮にこれらの製品が白色LED製品を意味し、

かつ、「蛍光体+青色LED」という構成を採用していたとしても、その中には本件特許発明の構成を採用しないものも含まれ得る上、原告のウェブサイト閲覧した顧客が本件製品の問い合わせや注文をするとは限らない。

(イ) 原告によるエバーライト社製品の取扱い

証拠(甲24, 25, 乙19の1~11)によれば、原告が、LED製品の購入を希望した顧客に対し、エバーライト社のLED製品を提案し、見積りを提示して販売した例があること、その他にも、原告がエバーライト社のLED製品を販売した実績があることが認められる。しかし、上記の証拠によって原告が販売したことがあったと認められるのは白色以外のLED製品である。しかも、被告が見積りを提出したという例(乙19の1~3)は、本件プレスリリースよりも後である平成24年9月のことであり、その見積りの提出に至る経緯の詳細も不明である。このため、原告がエバーライト社の白色LED製品を取り扱っていたかも、同社のLED製品をどの程度取り扱っていたかも、依然として明らかではない。上記の事実は、原告が具体的な製品として特定された本件製品を輸入、販売等していたことを窺わせるものとはいえない。

(ウ) 本件製品に関する関係者の供述

E&E社の代表取締役は、報告書(甲11)において、原告が販売するエバーライト社の製品は、全てE&E社がエバーライト社から輸入し、原告に販売したものであって、原告とエバーライト社との間に直接の取引関係はない旨、本件製品については原告に対して販売、サンプルの提供及び商談を行った事実はない旨述べている。

エバーライト社のアジア事業処処長は、陳述書(甲12)において、同社は、本件製品について、E&E社及び原告のいずれに対しても、販売又はサンプルの提供をしたことがない旨述べている。

原告の半導体デバイス第一本部本部長は、陳述書(甲10)において、原告は、エバーライト社の製品をE&E社から仕入れて顧客に販売しており、エバーライト社との間に直接の取引関係はない旨、本件製品については、いずれも取扱いがなく、過去に販売した実績もなく、E&E社との間で商談を行ったこともサンプルの提供を受けたことも、その予定もない旨述べている。

(エ) 本件製品の国内における流通

被告は、本件製品について、電子部品のネット販売を営む株式会社チップワンストップがインターネット上で販売していたものを購入したという。このことは、本件製品が市場に流通していたことを窺わせたとしても、原告が具体的な製品として特定された本件製品を輸入、販売等していたことを窺わせるものではない。

(オ) まとめ

以上、検討したところによれば、本件プレスリリースに記載された、原告

が具体的な製品として特定された本件製品を輸入、販売し、又は、本件製品の譲渡を申し出ることによって本件特許権を侵害していることを窺わせる事情は見当たらず、本件プレスリリースに記載された事実は虚偽であると認められる。

(3) 故意・過失の有無

ア プレスリリースにおける注意義務

特許権侵害を理由に提訴した際、提訴の事実を公表するにとどまらず、前記(1)において検討したように、他者の行為が、自己の有する特許権を侵害しているとの内容をウェブサイト上に掲載してプレスリリースを行った場合、不特定多数の者が当該プレスリリースを読むため、他者の営業に重大な損害を与えることが容易に予想される。したがって、そのようなプレスリリースを行うに当たっては、あらかじめ、他者の実施行為等について、事実の調査を尽くし、特許権侵害の有無を法的な観点から検討し、侵害しているとの確証を得た上で、プレスリリースを行うべき注意義務がある。そして、このような注意義務を怠った場合、損害賠償責任（不正競争防止法4条）を負うというべきである。

イ 本件プレスリリースにおける被告の注意義務

証拠（乙12の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、被告が、先行訴訟提起前に、本件製品を実際に入手した上で、本件製品及び本件製品に使用されているLEDチップの構造、構成材料を分析したことが認められ、あらかじめ、構成要件充足性を検討したと考えられる。また、原告のウェブサイトには、原告が取り扱う半導体製品のメーカーのひとつとしてエバーライト社が掲げられ、同社の白色LED製品を取り扱っているかのように読める記載があり、同社のトップページへのリンクが貼られ、同社のウェブサイトにおいて本件製品が掲載されていた。そのため、被告は、先行訴訟を提起するに当たって、原告のウェブサイトの記載や取引関係を根拠として原告が本件製品の輸入、譲渡又は譲渡の申出をしていると判断したと考えられる。しかしながら、前記(2)のとおり、それだけでは、そのような判断をするための根拠としては不十分というべきである。被告が、原告に問い合わせる、原告に警告書を送付して回答内容を確認する、原告の取引関係者等の第三者に問い合わせるなどして、原告が取り扱う具体的な製品を特定するための調査を尽くしたような形跡は窺われない。被告が主張するように、海外から輸入される白色LED製品を市場で入手するのが困難であったり、流通経路や国内の輸入元、販売元が不明であることが多かったりしたとしても、上記認定を左右するものではない。

ウ 被告の過失

上記の事情に鑑みると、被告には、原告の営業に多大な影響を及ぼすおそれのある本件プレスリリースをウェブサイト上に掲載するに当たり、原告の権利、利益を侵害することがないように尽くすべき注意義務を怠った過失が

あったものと認められる。また、上記の事情に鑑みると、仮に、被告が指摘する違法性阻却の抗弁を採用し得ると考えるとしても、被告の行為が正当な権利行使の範囲内にとどまるとはいえず、違法性は阻却されない。

したがって、被告は、本件プレスリリースの掲載により原告に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 争点2（被告による先行訴訟の提起等が、不法行為を構成するか）について

(1) 先行訴訟は、被告が、原告が本件製品の輸入、譲渡又は譲渡の申出をしており、これが本件特許権を侵害すると主張して、原告に対し侵害行為の差止め等を求めたものである。

特許権者が、競業者等を相手方として、その行為が特許権を侵害するとして、特許権侵害訴訟を提起することは、特許権や裁判を受ける権利（憲法32条）の行使である。先行訴訟の提起が、相手方に対する違法な行為といえるためには、「当該訴訟において、提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である」（最高裁第三小法廷昭和63年1月26日判決・民集42巻1号1頁参照）。

(2) 被告が先行訴訟の提起の際に根拠とした事情は、前記1(3)イにおいて検討したとおりであり、本件製品の構成要件充足性の主張は、事実的、法律的根拠を欠くとまではいうことができない。また、原告が本件製品の輸入、譲渡又は譲渡の申出をしたと判断して、その旨の主張をして先行訴訟を提起したことについても、本件プレスリリースの掲載の適否という観点からではなく、先行訴訟の提起が権利行使の範囲内か否かという観点からみれば、相応の根拠をもってされたものといえることができ、事実的、法律的根拠を欠くものと認めるには足りない。

したがって、被告の先行訴訟の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められないから、原告に対する違法な行為とはならず、不法行為を構成しない。また、先行訴訟の提起を前提としたその後の控訴及び上告受理申立て等の訴訟活動について、その主張の内容、態様を含め、正当な権利行使の範囲、目的を逸脱し、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くというべき事情は認められず、先行訴訟の提起等が不法行為に当たるとの原告の主張を採用することはできない。

3 争点3（原告の被った損害額）について

(1) 信用毀損による無形損害

原告が本件製品を販売等していた事情は窺えず、本件プレスリリースの掲載によって、本件製品の販売等に影響が生じるというような状況にはないものの、原告が被告の有する特許権を侵害する製品の販売等を行っているという印

象を不特定多数の者に与え、営業活動に関する評価を損なわれるなど、原告の営業上の信用が害されたことは否定し得ない。

本件プレスリリースによる告知の相手方、内容、態様、掲載に至る経緯、掲載期間、原告が取り扱う製品の市場規模等、本件記録から窺われる諸事情を総合考慮すると、原告の被った無形損害は100万円と認めるのが相当である。

(2) 弁護士費用相当額

原告が本件訴訟の提起、遂行を訴訟代理人に委任したことは記録上明らかであるところ、本件訴訟の内容、認容額、難易度その他一切の事情を考慮すれば、被告の行為と相当因果関係のある弁護士費用は10万円が相当である。

(3) 合計額

原告が被告による本件プレスリリースの掲載により被った損害額は、合計10万円となる。

4 結論

以上によれば、原告の請求は、主文掲記の限度で理由がある。

【論 説】

1. わが国の不正競争防止法は、「不正競争」に該当する行為を多数列举し定義（法2条1項）している中で、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」（同条同項14号）を、不正競争行為として規定する。すると、本件において、第1の要件は虚偽の事実の告知又は流布であり、第2の要件はその告知や流布が他人の営業上の信用を害する目的を有することである。そして、本件にあってそのような目的を持った虚偽の事実の告知又は流布が、被告による「プレスリリース」によって行われたのであり、これが争点1となったのである。

被告は、平成23年10月4日に、原告による本件製品の輸入、譲渡及び譲渡の申出に対し、これは本件特許権の侵害に当たるとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を求める2件の訴訟（東京地裁平成23(ワ)32488号、32489号。この2件の訴訟は併合された。「先行訴訟」）を提起し、同時に、被告のウェブサイト「プレスリリース」と題するページを10月5日付の欄に、別紙プレスリリース目録記載のとおり、先行訴訟に関する文章（本件プレスリリース）を掲載したのである。

この本件プレスリリースは、平成25年8月5日頃、掲載が取り止められたが、その理由は、前記先行訴訟が、東京地判平成25年1月31日（請求棄却）と知財高判平成25年7月11日（控訴棄却）により敗訴となったことが大きかったようである。（平成25年7月24日上告受理申立て）。

しかしながら、被告が原告を相手に先行訴訟を提起したのは客観的な事実であり、エバーライト社（台湾）が製造した本件製品を原告が輸入、販売等する旨の記載は、先行訴訟における被告の主張内容をそのまま説明するにとどまるものであるから、本件プレスリリースに記載された内容に虚偽の事実があると認

めることはできない、と裁判所は判示したのである。

他方、平成23年8月に本件プレスリリースの第2段階においては、エバーライト社製の白色LEDを取り扱っていた別会社に対する訴訟を提起した旨と、上記別会社はその取扱い製品が被告特許の権利範囲に属することを認めて販売等を中止した旨を記載していることから、上記別会社は被告の特許権侵害をしていることに関係を有すると読み取れるし、先行訴訟が上記別会社に対しても続き、原告に対しても販売等の中止等を求める旨が記載されている。

そうすると、このような記載は、被告が、原告を相手に先行訴訟を提起したのに伴って、訴訟提起の事実を公表し、先行訴訟における自らの主張内容や見解を単に説明するという限度を超えていることになるから、原告の営業上の信用を害するものである、と裁判所は判示したのである。

しかしながら、特許権者である被告の立場からは、その特許権侵害の発生を予防するために、自社のウェブサイトにおいて、広く取引者、需要者に対し、自社の特許製品の宣伝を兼ね、他社の取扱い商品が自社の特許権侵害のおそれがある旨の理由を開示してPRすることは、許容範囲にあるのではないかと思われる。

裁判所は、「単に説明する限度を超えて」という条件をつけているが、限度とは具体的に何をいうのかはケース・バイ・ケースであり、その辺の認定を裁判所は、慎重かつ客観的に行う立場にあり、その認定事実を確実に説得力をもって明記すべきであろう。

2. 問題となるのは、特許権者である被告がプレスリリースに記載した事実が真実であるのか、それとも虚偽であるのかである。これが、法2条1項14号の適用の有無を決める決め手となる。

そこで、裁判所は、原告の事業内容などの認定事実によると、原告が本件製品を輸入、販売していたとも、譲渡の申し出をしていたともいえないと認定したのである。そして、原告のウェブサイトの内容や状況からは、原告が取り扱うLED製品を具体的に特定することはできないと認定した。すると、原告のウェブサイトの記載を根拠には、原告が具体的な製品として特定された本件製品について、輸入、販売していた事実を認めることはできないと認定したのである。

また、裁判所は、証拠によって原告が販売したことがあったと認められるものは、白色以外のLED製品であるから、原告がエバーライト社の白色LED製品を取り扱っていたかも、同社のLED製品をどの程度取り扱っていたかも、依然として明らかでないから、証拠による事実からは、原告が具体的な製品として特定された本件製品を輸入、販売等していたことを窺わせるものとはいえない、と認定したのである。

以上の認定事実から裁判所は検討したところ、本件プレスリリースに記載された事項からは、原告が本件特許権を侵害していると窺わせる事情は見当たらないから、本件プレスリリースに記載された事実は虚偽であると認定したので

ある。

3. 次に、故意・過失の有無について、裁判所は、プレスリリースを行うに当たっては、予め、他者の実施行為等については事実の調査を尽くし、特許権侵害との確証を得た上で、プレスリリースを行うべき注意義務があるから、このような注意義務を怠った場合には、損害賠償責任（法4条）を負うべきであると説示している。

そこで、裁判所は、本件プレスリリースにおける被告の注意義務を調査したところ、被告は、原告に問い合わせる、原告に警告書を送付して回答内容を確認する、原告の取引関係者等に問い合わせるなどして、原告が取り扱う具体的製品を特定するための調査を尽くした形跡はないと認定し、被告の注意義務違反を指摘している。

そうすると、被告には、原告の営業に多大な影響を及ぼすおそれのある本件プレスリリースをウェブサイト上に掲載するに当たり、原告の権利、利益を侵害することがないように尽くすべき注意義務を怠った過失があったものと、裁判所は認定したのである。また、被告の行為は、正当な権利行使の範囲内にとどまるとはいえないから、違法性は阻却されないとも認定した。すると、被告は、本件プレスリリースの掲載により、原告に生じた損害を賠償する義務を負うことになる、と判示したのである。

4. 争点2は、被告による先行訴訟の提起等が不法行為を構成するかである。

ここに先行訴訟とは、前記したとおり、被告が、原告が本件製品の輸入、譲渡又は譲渡の申し出をしており、これが本件特許権を侵害すると主張し、原告に対し侵害行為の差止め等を求めたものである。

この問題については、原告が、先行訴訟の提起等は不法行為に当たると主張したことに對し、裁判所は、先行訴訟の提起は、権利行使の範囲内か否かという観点からみれば、相応の根拠をもってなされたものといえることができるから、事実上、法律的根拠を欠くものと認めるには足りない、と判示したのである。

5. 争点3は、原告の被った損害額についてであるが、裁判所は(1)信用毀損による無形損害と、(2)弁護士費用相当額とについて算定した。

(1)については、裁判所は、原告が本件製品を販売等していた事情は窺えず、本件プレスリリースの掲載によって、本件製品の販売等に影響が生じるような状況にはないものの、原告が被告の有する特許権を侵害する製品の販売等を行っている印象を不特定多数人に与え、営業活動の評価を損なうなど、原告の営業上の信用が害されたことは否定できない、と認定した。

その結果、本件プレスリリースによる告知の相手方、内容、態様、掲載に至る経緯、掲載期間、原告が取り扱う製品の市場規模等、本件記録から窺われる諸事情を総合考慮して、原告の被った無形損害を100万円と認定したのである。こ

の金額はあくまでも原告が被った信用毀損による損害額であるが、その妥当性は別として、本件記録からの諸事情を考慮したというが、果してよく理解することはできたのだろうか。

同様に、(2)については損害額の10%という金額となっているが、これについても理解することはできない。弁護士費用はもっと高額のはずであるから、当事者はこれをどう理解するのだろうか。

この2つの損害賠償額の算定法について、裁判所は当事者にどのように説明し、理解させることができるのか、いつも疑問に思う問題である。

[牛木 理一]

